JR東海労幹関西地「申」第19号 2017年12月11日

東海旅客鉄道株式会社 新幹線鉄道事業本部関西支社 支社長 大山 隆幸殿

> J R 東海労働組合新幹線関西地方本部 執 行 委 員 長 小 林 國 博

「組合員の提訴」に関する申し入れ

11月28日、大阪第二運輸所に所属する大谷川公明組合員が、大阪地方裁判所に年休権失効と年休時季指定に対する時季変更権の濫用に関する損害賠償請求訴訟を提起した。

JR東海労は、会社を被告とした大谷川公明組合員の裁判提起に関して、以下の通り 通告を申し入れる。

記

- 1. 会社は被告として裁判を提起した当該組合員ないし全JR東海労働組合員に対して、 管理者等による看視添乗等の一切の不利益扱い及び不当労働行為を行わないこと。
- 2. JR東海労組合員に対する不利益扱い及び不当労働行為が発覚した場合、それは裁判提起に対する会社からの報復とみなし、直ちに、JR東海労は法的手段を含めて重大な決意を持って対処することを通告する。

以上